

## 1 いじめの定義といじめの防止についての基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日公布）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは、どの学校でも起こりえる問題であり、どの子どもであっても被害者にも加害者にもなる」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組み、いじめ防止に努める。

### （基本理念）

いじめが、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校においては、いじめ防止のための対策を講じるものとする。

### （いじめの禁止）

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

### （学校及び教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本的な考え方にとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 2 学校いじめ対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの発見・通報を受けた場合、又はいじめの疑いがあると思われる場合には、速やかに当該いじめに係る情報を共有し、特定の教職員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的に対応する。

### （1）構成員

校長、教頭、主任養護教諭、教務主任、校務主任、保健主事、生徒指導主事、学年主任等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、学校支援アドバイザー・相談支援員（あま市教育相談センター）等の参加を求める。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

### （2）活動

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- ③いじめ防止に関すること。
- ④いじめ事案に対する対応に関すること。

### （3）開催

月1回を定例会（職員会議等）とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 全ての教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進し、生徒同士の関わりを大切に、互いに助け合い、励まし合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 個に応じたきめ細やかな指導と言語活動を工夫し、「わかる授業」「生徒全員が参加・活躍できる授業」の展開をめざし、基礎学力の定着により個々に自己肯定感と充実感を味わわせる。また、ソーシャルスキルトレーニング・構成的グループエンカウンターにより、話し方や聞き方などの基本的な学習態度の育成を図る。
- ウ 生徒を見つめ接する機会を多くし、生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、一人一人の良いところを見つけ励まし伸ばし、よい行動、正しい行動のできる生徒を育成に努める。
- エ 時間の遵守や、服装、身だしなみ等、中学生としての望ましい姿の理解と実現をめざし、学校生活の約束を守る精神を育成する。また、あいさつ、返事、会釈の推進をし、朝読書の実施やS T等での黙想の習慣化を進めることで、落ち着いた生活・基本的な生活習慣の定着を図る。
- オ 部活動への積極的な参加を促し、望ましい人間関係の育成、ねばり強く頑張りぬく精神力の育成、集団生活の規則や秩序の高揚を図る。
- カ 教育活動全体を通して、道徳的な心情の育成や人権教育の充実を図るとともに、総合的な学習の時間や特別活動での体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- キ 三者懇談、地域訪問、電話連絡などを通して、保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図る。
- ク 生徒会と各委員会とが協力して、あいさつの励行や規範意識を高める啓発活動を行うとともに、朝礼時に教師による講話を実施し、いじめ防止への意識を高める。
- ケ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

#### (2) いじめの早期発見のための取組

- ア いじめ実態調査
  - いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
  - ① 生徒対象ふれあいアンケート調査【保存期間3年】年3回（6月、11月、2月）
  - ② SERAPLUS(せらぷらす)調査 年1回（9月）
  - ③ ふれあいタイム(教育相談)等による生徒からの聞き取り調査  
年3回（6月、11月、2月）
- イ いじめ相談体制
  - 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。
  - ① いじめ相談窓口(担任・学年主任・主任養護教諭・教頭)
  - ② スクールカウンセラーの活用
  - ③ あま市教育相談センターの活用
- ウ 職員の研修
  - いじめの防止のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
  - インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに生徒が巻き込まれるこ

とを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を行う。

### **(3) いじめに対する措置**

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめの関係者における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや学校支援アドバイザー・相談支援員（あま市教育相談センター）等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察等の関係機関とも連携して行う。

カ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、あま市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

## **4 重大事態への対応**

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、あま市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会の指導のもと、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## **5 学校の取組に対する検証・見直し**

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること

## **6 その他**

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。